平成２８年（フ）第２６２号
群馬県高崎市下豊岡町1043番地８　エクセルミラージュ102号
債務者　眞下太一郎
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７号
群馬県高崎市吉井町上奥平1742番地１
債務者　金井　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６８１号
埼玉県入間市東町４丁目１番52号
債務者　白潟菜津子（旧姓細野）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８号
埼玉県所沢市大字上安松1086番地　ジュネス所沢108
債務者　鈴木ひろみ
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５１号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目４番20号　カーサアルペジョーネ103、前住所埼玉県ふじみ野市亀久保１丁目８番13号　メゾンフルート103
債務者　松浦　克雄
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１９５号
静岡県富士市中里2591番地の31
債務者　宮田みどり
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３号
札幌市中央区北12条西16丁目１番23号アルジャンテ桑園Ａ105号
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３号
和歌山県日高郡由良町大字吹井959番地
債務者　丸野　智巳
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第２６号
香川県高松市茜町24番16―202号　メゾン茜
債務者　山田　崇俊
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３０号
沖縄県那覇市首里久場川町１丁目43番地　城北ガーデン202
債務者　久貝槙之介
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第５０２号
静岡県浜松市西区佐浜町１番地の１
債務者　山口　春樹
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
静岡県浜松市中区富塚町1675番地の１ル・グラン富塚305号
債務者　神田真由美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
大阪市東住吉区田辺１丁目１番６号　プレアール田辺　105号
債務者　賢士土木こと　古嶌　賢士
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６４９号
大阪市住吉区遠里小野５丁目12番43号　フジビル　117号
債務者　大村　文子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２３号
北海道旭川市神楽岡12条２丁目２番１―1401号　市住1401号
債務者　関　　和春
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２４号
北海道旭川市神楽岡12条２丁目２番１―1401号　市住1401号
債務者　関　　千保（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部